

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成19年3月27日京都市条例第47号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

次のとおり、京都市宝が池公園運動施設について必要な措置を講じることとしました。

- 1 市民の利用の促進を図るため、球技場及びテニスコートの供用時間を次のとおり変更します。

区 分		改 正 前	改 正 後
球 技 場	全面利用	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
	特定部分利用		午前8時から午後7時までの間において、市長が定める。
テニスコート		午前9時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで

備考 「特定部分利用」とは、球技場の半面を超えない部分を入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいいます。

- 2 球技場の特定部分利用に係る利用料金の上限額は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては1時間につき4,000円、その他の日にあつては1時間につき3,000円とすることとします。

- 3 テニスコートに係る付属設備について市長が定める使用料を徴収することとします。

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月27日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第47号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区 分		供 用 日	供 用 時 間
球 技 場	全 面 利 用	1 月 5 日 から 12 月 27 日 まで	午前 9 時から午後 5 時まで
	特 定 部 分 利 用		午前 8 時から午後 7 時までの間 において、別に定める。
テ ニ ス コ ー ト	午前 8 時から午後 9 時まで		

備考 「特定部分利用」とは、球技場の半面を超えない部分を入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。

別表第2備考3中「休日」の右に「(以下「日曜日等」という。)」を加え、同備考に次のように加える。

- 6 球技場の特定部分利用（球技場の半面を超えない部分を入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。）に係る利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあつては1時間につき4,000円、その他の日にあつては1時間につき3,000円とする。

別表第3備考3中「日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」を「日曜日等」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第10条関係）

区 分	使 用 料	
	ア	イ
テニスコート（1面1時間につき）	1,700円	1,300円
付 属 設 備	別に定める。	

備考 ア欄は日曜日等に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）